

# CONTENTS

## 中国における企業評価と資産評価

北京・信永中和会計事務所パートナー  
公認会計士  
経営学博士

山本 晃

(一) はじめに .....	2
(二) 企業評価と資産評価の意義 .....	2
(三) 中国企業の買収と法定の評価 .....	2
(四) 法定の評価方法の意義と留意点 .....	3
(1) 資産管理局への届け出 .....	3
(2) 評価方法の種類 .....	3
(3) 評価資産の特定 .....	3
(4) 個別財産の評価方法と問題点 .....	4
(5) 企業の評価と問題点 .....	4
(五) 資産評価報告書の利用者 .....	5
(1) 委託者の利用 .....	5
(2) 資産評価管理部門の利用 .....	5
(3) 主管部門の利用 .....	5
(六) 資産評価に関わる会計処理 .....	6
(1) 資産評価による資産増減の会計処理の考え方 .....	6
(2) 現物出資の投資者の会計処理 .....	6
(3) 被投資側の企業の会計処理 .....	7
(4) 持分譲渡人の会計処理 .....	7
(5) 譲受人の会計処理 .....	7
(七) 評価鑑定士の問題 .....	8
(八) その他留意事項 .....	8

## 中国における企業評価と資産評価

北京・信永中和会計事務所パートナー  
公認会計士  
経営学博士  
山本 晃



### 略 歴

1981年センチュリー監査法人（現新日本監査法人）に入社、国内の会計監査業務を10年間経験した後、1990年日本公認会計士協会専属研究員となり、公認会計士向けデータベースの開発および会計問題の調査研究に5年間従事。1995年中央監査法人（現中央青山監査法人）に入社。国際本部中国室にて、中国投資アドバイス業務、中国現地法人への財務調査、中国企業東証上場プロジェクト等に参加。2001年1月より中国プライスウォーターハウス・クーパーズ（北京）に日系企業統括駐在員として勤務。2003年7月より信永中和会計事務所（北京）パートナー・副総経理として日系企業の監査を担当。

『国有企業改革に伴う中国管理会計の論理』学位論文、『中国会計監査基準』中央経済社、『日中貿易必携』日本国際貿易促進協会などを執筆。『中国の新企業会計制度』週刊経営財務、『中国の新しい企業会計基準の実務上の問題点』週刊経営財務、『中国国有企業の民営化に伴う会計・監査の変遷』公認会計士制度50周年記念論文集、『中国の原価計算』旬刊経理情報、『中国進出企業の税務問題』租税研究など多数の雑誌に寄稿。今日まで多数の中国会計に関する講演を行う。

# 「中国における企業評価と資産評価」

## （一）はじめに

中国ではWTO加盟後、ほぼ予定通り国内市場の開放を行っており、いくつかの業種では、これまで認められてこなかった販売会社の設立や独資（外国資本100%）での参入が可能となっている。また、国有企業の不振対策として、外国企業からの資本参加を受け入れている。

日本企業が中国に進出する場合、これまで中国企業と合併で出資あるいは独資により新しい会社を作るケースが多かったが、国内市場に対応するため販売体制の再編や市場に素早く対応する必要性から、既存の会社の買収や資本参加が増加している。

新たに会社を設立する場合や増資をする場合、出資財産を現物出資によることもあり、資産評価を必要とする。また、中国企業に対して買収や資本参加を行う場合にも、企業評価が必要となる。中国における企業評価と資産評価は、日本のものとは異なる場合があるため、それにはどのような意味があるのか、実務上留意すべき事項についてふれてみたい。

## （二）企業評価と資産評価の意義

企業評価とは企業の全体を評価することであり、資産評価とは個々の財産を対象として評価することである。いずれの評価も帳簿価格を参考としながら時価に基づく評価を取り入れており、貨幣額で評価することとなる。企業評価は、企業の個々の財産を評価した価格の単なる総合計ではなく、企業経営が継続するという前提の下で、企業の収益力を総合的に判断するものである。評価方法は、当事者同士が任意で決めた評価方法をとることもあるが、中国においては、国有資産と関連がある場合やその他法律で必要性が規定されている場合は、法定の評価方法によることとなっている。

法定の評価方法は、買収価額の算定以外、特に現物出資時に使用される。現物出資における法定の評価は、特定の出資財産を評価する点で、企業全体を評価する買収価額の評価とは異なっている。しかし、財産の評価方法は基本的に同じである場合が多い。

法定の資産評価は、社会主義市場経済の秩序を守り、公平な取引を促進し、国家資産の流出を防止するために規定された。国有財産を所有する組織において、会

社の改革、対外投資、合併、分割、清算、持分比率の変更、財産の譲渡、資産の競売、リース、資産に関する訴訟、その他国有財産権に影響を及ぼす行為については、必ず現行の法的要求に照らして公認の評価事務所に資産評価を依頼することとし、故意による評価手続きを行ってはならず、虚偽の報告により国有資産の流出を招いてはならないとされている。（「国有資産評価行政管理方式の改革に関連し資産評価監督管理工作を強化する意見」＜財政部2001年12月＞）

資産評価を行う評価事務所は、厳格に国家の法律で定めた評価手続きにより評価を行い、独立、客観、公平な資産評価を行い、違法な行為により虚偽の資産評価報告を行ってはならないとされる。

法定の評価方法が国際的に認められた方法であり、かつ、客観的に評価が行われておれば、日本企業をはじめとする外国企業（人）投資者（以下、外資方という）は不信心を持たずに買収価額や出資額の算定に就くことができよう。しかし、実際は法定の評価方法による評価が客観性を持たない場合がある。それは評価鑑定士の質の問題だけに留まらず、幾つかの要素が重なり合っているように思われる。

## （三）中国企業の買収と法定の評価

中国における企業の買収あるいは資本参加とは、既存の会社の出資者持分を買い取ることであり、出資者間の持分譲渡、第三者への持分譲渡、新規増資による第三者割り当て等の方法がある。これらの持分譲渡により、外資方が企業の資本金（出資額）を持つこととなり、資本金の25%以上を外資方が保有した場合、その企業は外商投資企業となる。外商投資企業には、現在でも幾つかの規制があり、買収後において各種規定に合致した資本構成としなければならない。したがって、外資単独での設立が認められていない業種については、中方持分を外資方に譲渡することが出来ない事、中外合資経営企業法で定められている外資の最低出資比率（25%）を下回る持分権の変更などは認められていない。

買収の対象となる中国企業は、中国において設立された法人格を持つ企業であり、国有企業、集団所有制企業、民営企業、三資企業（合併企業、合作企業、独資企業）等が含まれる。

企業買収に当たり、買収価額の算定が必要となり、

企業評価が行われる。国有資産を有する企業の買収については、国で定める評価方法（以下、法定の評価方法という）により評価する必要があり、政府から認められた公認の評価事務所の評価と国有資産管理部門への届け出が必要となる。これに対して国有資産と関連のない企業の買収は、そのような規制がないため、これらを区分して企業評価を考える必要がある。法定の評価方法が必要な企業は、国有企業、集団所有制企業など国有財産を保有する企業であり、外資系企業である合併企業や合作企業についても、中方パートナーが国有企業ないし国有財産を保有する企業である場合には、法定の評価方法による必要性もある。つまり、国有企業や国有財産を保有する企業の買収は、所轄機関の認可や法定の資産評価等を必要とするため手続きがより複雑となる。

## （四）法定の評価方法の意義と留意点

ここでは、法定の評価方法についてその方法と問題点を取り上げる。評価対象資産やその所有者が国有資産と関係のない場合は、法定の評価方法以外の方法によることも可能であるため、当事者間の話し合いで解決できる問題である。中国企業の買収に当たり、全てが法定の評価方法によるものではないことに留意すべきであろう。また、現物出資に当たり、法定の資産評価が必要とされるが、評価鑑定士が行う場合と商品検査局等が行う場合とがある。

### （1）資産管理局への届け出

法定の資産評価の結果は、出資価額や買収価額の算定を行う場合の参考資料となると同時に、その取引が公正なものであったかどうかを国に届け出ることとされている。これまで法定の資産評価結果は資産管理局・土地管理局等の国有資産管理部門に提出し、その認可を得なければならないとされてきたが、2001年12月の通知により認可制から届出制に変更された。

法定の評価額が出資価額や買収価額と異なる場合、特に出資価額や買収価額が法定の評価額を大幅に下回る場合は、国有資産の流出につながるため、これまで資産管理局等の認可は難しいとされてきた。実務上、可能な限り買収価額と法定の評価額とを一致させた上で資産管理局等に届け出ることが望ましい。

### （2）評価方法の種類

法定の資産評価は、国際的な評価方法によって評価されるということになっている。これまで行われてきた評価方法は、市場価格法、収益還元法、再調達価格法などである。市場価格法は、市場における同様あるいは類似資産の最近の取引価格を利用して、直接比較分析あるいは分類比較分析により資産価格を推定する評価方法の総称である。収益還元法は、評価対象資産の将来の収益を予測しその現在価値を推定する評価方法の総称である。再調達価格法は、評価対象資産の再調達価格を推定し、評価対象資産に現存する各種の減価要素を控除することによって評価を行う方法の総称である。各種の減価要素とは、実際の損傷、機能的減価、経済的減価を含めた総合的な減価要素を指している。これらの評価方法は、評価対象資産の特性に合わせて合理的なものが選択される。

評価価額が帳簿価額と大きく乖離する可能性のあるものとして、有形固定資産、土地使用権、無形固定資産等の評価があげられる。例えば、一般に有形固定資産のうち取得年度が古いものは現在の再調達価格を基準に再評価が行われ、経過年数により減価償却し、破損や陳腐化などの減価要素を加味し評価額が算定される。また、取得年度の新しいものでも、再調達価格に変動がある場合には帳簿価額と大きく乖離する事がある。土地使用権の評価については、一般に近隣の売買実績を参考として決められるが、近隣の売買実績が乏しい場合や、企業誘致のために土地使用権の販売価額を近隣相場以下とした場合など、客観的な評価が難しい場合も存在している。さらに営業権の場合は、一般に収益還元法により評価が行われるが、将来の収益予測額、予測される年数、割引率など主観的な要素が多いだけでなく、現在の収益がどのような構造から成り立っているか、その収益構造を将来維持すべきかどうかといった経営戦略によっても将来の収益予測が大きくぶれる事がある。

### （3）評価資産の特定

現物出資財産の評価や買収価額の算定に必要な評価にあたり、評価対象となる財産を確定する必要がある。評価すべき財産を確定する時、資産の実在性や負債の網羅性などが調査される。過去における会計処理や評価に問題があった場合、会計制度に基づいて正しい処

理がなされる必要がある。これは資産評価を行う前の問題であり、帳簿の修正を伴う会計処理がなされ、正しく確認した財産に基づいて資産評価が行われる。資産評価にあたっては、財産を特定するために実地棚卸が行われる。これは、買取価額の算定や今後の経営にとって重要な作業となる。実地棚卸は、数量の確認だけにとどまらずその品質や機能についても調査を行い、買取後に有用な財産であるかを確認しておく必要がある。

#### (4) 個別財産の評価方法と問題点

一般の状況下において、資産および負債の公正価額を評価する場合、実務上次の方法によることが多い。

- ① 現金、銀行預金は帳簿価額による。
- ② 有価証券は市場価格によって評価する。
- ③ 売掛金は帳簿価額から貸倒引当金を控除した残高による。貸倒引当金は、実際の回収不能な見積もりによる。
- ④ 製品および商品は、売価を見積もり、販売費用や処分費用を控除して確定する。あるいは、類似の製品および商品を参照して合理的な利益を推定する。
- ⑤ 仕掛品は、その製品の売価を見積もり、完成するまでに発生する原価と販売費用や処分費用を控除して確定する。あるいは、類似の製品を参照して合理的な利益を推定する。
- ⑥ 原材料は、再調達価格による。
- ⑦ 長期投資は、評価額による。
- ⑧ 固定資産は、再調達価格から減価償却累計額と減損額を控除して確定する。販売あるいは処分のために保有するものは、正味実現可能価額により確定する。
- ⑨ 無形資産は、評価額による。
- ⑩ 負債項目は、帳簿価額による。

ここで問題となるのが、市場価格、正味実現可能価格、再調達価格など、帳簿価格によらず時価を基準とする評価方法である。企業会計上、会計処理は歴史的な原価を用いた帳簿価格によることとされ、時価を用いて算出した評価額は、キャッシュの裏付けのない理論上のものとされる。買取に当たり、歴史的な原価を用いた帳簿価格を基準として算定するのか、時価を用いて評価した価格を基準とすべきか意見の分かれるところであろうが、時価を用いた評価方法は、歴史的な原価よ

りも客観性が乏しいため、評価鑑定士の主観による部分が多いことにも留意すべきであろう。例えば、商品の評価方法は、正味実現可能価格によるが、全ての商品が期待通りに売却できる訳ではなく、その商品に時価や売却実績があったとしても、単純にそれを用いて評価することが現実的なのかどうかについても、再考の余地はあるものと思われる。理論上のあるべき価値と実際に実現するであろう価値とは異なる。商品の中でも売れ筋商品については、時価で評価することが現実的であろうが、デッドストックに近いものや、修理依頼のために長期間保存すべき部品などについて、時価で評価することは現実的でないように思われる。しかし、法定の評価方法が正味実現可能価格であれば全ての商品につき同一の基準で評価されることとなる。この場合は、やむを得ないものであろうか。私見ながら、たとえデッドストックや修理用部品を正味実現可能価格で評価したとしても、それが現実的でない場合、さらに陳腐化の程度を見積もり、これを正味実現可能価格から控除することによって、より現実的な評価になるのではないかと思われる。固定資産が再調達価格により再評価された場合でも、陳腐化の程度をいかに見積もるかによって、現実的な評価がなされる。このように、評価方法を画一的に適用したとしても、陳腐化の程度を見積もることによって現実的な評価が行えるのであれば、評価鑑定士の心証によるところが大きく、その評価の課程を公平に検討することによって、客観的な評価が行えるのではないかと思われる。

#### (5) 企業の評価と問題点

企業評価は、特定の時期、地点及び条件の下における利益獲得能力を評価するものである。中国における企業評価は、以下の特徴を有している。

- ① 評価の対象が多くの財産で構成されている総合体であること。
- ② 企業価値を決定する要素は、全体的な利益獲得能力であること。
- ③ 利益獲得能力を評価するに当たり、リスクの評価が重要であること。
- ④ 企業評価は、一種の全体的な評価であり、構成される個々の財産の評価を単純に合計したものとは異なること。
- ⑤ 財産評価の単純合計と企業全体の評価との差額が、営業権として評価されること。

営業権の具体的な評価方法については、国際的な評価方法によることとされているが、書面の都合上ここでは取り上げない。

### (五) 資産評価報告書の利用者

資産評価報告書は、資格を持った評価鑑定士が作成し資産評価事務所が発行する。資産評価報告書及び関連資料の利用者は、資産評価の委託者、資産評価管理部門及び主管部門である。

#### (1) 委託者の利用

委託者が資産評価報告書及び関連資料を利用する場合、資産評価報告書の評価目的及び評価結果が依拠できるものであるかを確認し、確認ができれば資産評価結果を合理的に利用することとなる。

資産評価報告書の利用に当たり留意すべき点は、資産評価報告書の評価目的に応じた利用であること、報告書の有効期限内に利用すること、報告書の有効期限内であっても資産評価を行った数量に大きな変化が生じた場合は相応の調整を行う必要があること、国有資産の権利が変動する場合は国有資産管理部門及び授権部門の審査承認の下に利用すること、会計記録の調整を行う場合は権利を有する機関の批准・承認を得て行うことが必要である。

資産評価報告書及び関連資料は、以下の具体的な用途に利用することができる。

##### 1. 下記の評価目的に応じた利用

- ① 有限会社あるいは株式会社が全体的或いは部分的な改造を行う場合
- ② 貨幣以外の資産により対外投資を行う場合
- ③ 合併、分割、清算の場合
- ④ 上場会社以外の株主（出資者）の持分比率の変動がある場合
- ⑤ 上場会社以外の株主が全体的或いは部分的な持分の売却を行う場合
- ⑥ 資産の売却、交換、オークションを行う場合
- ⑦ 非国有企業に対する全体的或いは部分的な資産のリースを行う場合
- ⑧ 訴訟の対象となる資産価値を確定する場合
- ⑨ 国有資産占有単位が非国有資産を購入する場合
- ⑩ 国有資産占有単位と非国有資産単位が資産の交

換をする場合

- ⑪ 国有資産占有単位が非国有資産単位から実物資産を以て債務償還に充てる場合
- ⑫ 法律、行政法規の規定により資産評価が必要なその他の場合

#### 2. 会計帳簿調整の根拠

中国の会計帳簿は、事実に基づき客観的な資料により帳簿処理をしなければならず、任意に帳簿の調整を行ってはならない。会計帳簿を調整する場合、その根拠となる客観的な資料が必要となる。資産評価報告書に記載された資産評価の目的に合致している場合、資産評価報告書の資料及び関連規定を根拠として、会計帳簿に対して会計記録の調整を行うことができる。

#### 3. 委託契約の履行と費用支払いの根拠

委託者が、正式な資産評価報告書及び関連資料を受け取った後、その報告書に異議がなければ、資産評価の委託契約に基づき、評価費用を支払う根拠となる。

#### (2) 資産評価管理部門の利用

資産評価管理部門は、主に資産評価の行政管理を行う部門である。資産評価管理部門は、資産評価報告書を審査し、資産評価の結論が合理的なものであるかどうかを評価すると同時に、評価を行った事務所の業務能力及び組織的な管理レベルを評価する。資産評価の結論が品質的に十分なものであるかを審査し、結論が十分でない場合は資産評価について指導することとなる。

資産評価報告書の統計分析を行うことによって、資産評価事務所及び評価鑑定士の管理を有効ならしめ、さらに、国有資産占有及び使用状況および増減変動状況を適時に把握し、国有資産管理業務の強化を図っている。

#### (3) 主管部門の利用

国有資産管理部門以外の主管部門としては、主に証券監督管理部門、保険監督管理部門、工商行政管理部門、税務部門、金融部門及び裁判所などの関連部門がある。

証券監督管理部門は、上場会社の上場申請書類の審査の過程において、また上場会社の目論見書の審査過程において資産評価報告書を利用する。また、株式を公開発行する企業は、少なくとも以下の項目について

資産評価を開示する必要がある。

- ① 貸借対照表の各資産評価前の帳簿価額
- ② 各資産の資産評価による価値の増加
- ③ 各資産の増減変動幅
- ④ 各資産の増減の主要な原因
- ⑤ 資産評価時に採用した主な評価方法

公開発行会社が現金配当方式以外に株を配分する場合、その説明書の審査資料には必ず資産評価報告書を添付しなければならない。

## （六）資産評価に関わる会計処理

### （1）資産評価による資産増減の会計処理の考え方

《企業会計準則》では、企業の各財産は取得時の実際原価で計上するとしている。物価変動時にも、国家のその他の規定がある場合を除いて、帳簿価額の調整を行わない。

会計準則は同時に、法定の資産再評価によって増加した価値は、資本剰余金とすることも規定している。《国有資産評価管理法》は、国有資産を所有する単位が、資産の競売や転売、企業合併、営業譲渡、連営、株式上場を行う場合、外国会社と中外合併企業を設立する場合、合併企業清算の場合等は資産評価を行わなければならないことを規定している。しかし、法定の

（例1）A企業は固定資産および特許権をB企業に現物出資した。A企業が出資した資産の帳簿価額および評価価額は下記の通りである。

（単位：万円）

項目	取得原価	減価償却累計額	帳簿価額	評価価額
設備A	600	100	500	600
設備B	850	250	600	650
設備C	500	250	250	300
特許権	—	—	30	50
合計	—	—	1,380	1,600

<会計処理>

（借方）長期持分投資—B企業への投資 13,800,000 （貸方）固定資産 19,500,000  
 // 減価償却累計額 6,000,000 // 無形資産 300,000

資産評価によって増加した価値の会計処理の考え方は、投資者側と被投資側企業の会計処理が異なっている。すなわち、投資者側は、投資価額を帳簿価額によって評価し、被投資側は被投資価額を合意した価額（評価価額）によって評価することとしている。

現物出資の場合は、評価鑑定士が行った資産評価の結果を資本金として計上することが適切なものかどうかの調査が行われる。資本金の出資検証が行われ、いわゆる験資報告書が作成される。験資報告書で現物出資が認められた場合、企業は出資財産を受け入れることができる。

買収の対象となった会社は、買収は株主（投資者）の変更であり、既存の持分の変更であれば会計上の処理を行う必要はない。増資があった場合、資産の受け入れと資本金増加の会計処理を行う。資本金を超えて出資額が払い込まれた場合、その差額は資本剰余金として処理される。

### （2）現物出資の投資者の会計処理

現物出資の投資者の会計処理は、出資財産の帳簿価額により評価することとなる。また、税務上も、出資額と帳簿価格との差額は損益がなかったものとして取り扱われることとなる。

### （3）被投資側の企業の会計処理

現物出資を受けた企業は、出資財産について合意した価額（評価価額など）で受け入れることとなる。受

（例2）B企業は、例1の出資財産を資本金1,500万円として上記の評価価額で受け入れた場合。

<会計処理>

（借方）固定資産 15,500,000 （貸方）資本金 15,000,000  
 // 無形資産 500,000 // 資本剰余金 1,000,000

### （4）持分譲渡人の会計処理

会社持分の譲渡人は、譲渡価額から投資原価及び関連費用を控除し、差額を投資収益として計上する。税務上も、譲渡価額から投資原価および関連費用を控除したものが譲渡人の譲渡所得となる。譲渡所得は所得税等の課税対象であり納税義務が発生する。

また、譲渡価額の決定に際し、買収時点に存在する会社の留保利益をどのように処理すべきかが話し合われる。買収時点までに発生した利益は、これまでの投資者に帰属する利益であり、一般には、これまでの投資者にすべて配当される。しかし、繰越損失があった

（例3）C企業はD企業への投資1,500万円を原価法で計上しているが、E企業に全ての持分を2,000万円で譲渡し現金を受け取った場合。

<会計処理>

（借方）銀行預金 20,000,000 （貸方）長期株権投資—D企業への投資 15,000,000  
 // 投資収益 5,000,000

### （5）譲受人の会計処理

持分の譲受人は、投資の会計処理を行うこととなる。投資は取得時の原価を帳簿価額とする。投資原価とは、投資を行った際に実際支払う対価の金額をいい、税金、手数料等関連費用が含まれる。但し、投資原価の内に、未受領の確定配当金やすでに期日が到来したが未受領の債券利息については、未収項目として別途計上する。

長期株式投資の会計処理は、原価法と持分法があるが、投資企業が投資先に対して支配が無く、共同支配

け入れ価額が資本金と異なる場合、貸方差額は、資本剰余金とし、借方差額は、長期前払費用—長期投資差額として処理することとなる。

場合には、これまでの投資者が損失額を負担することは行われていない。資産評価基準日と実際の買収日に大きな差がある場合、評価後に発生した損益の帰属につき問題が生じるため、なるべく資産評価基準日に近い日に買収が行われることが望ましい。

税務上、譲渡人が受け取る未処分利益や利益剰余金の分配は、譲渡所得となり、配当所得とはされない。しかし、清算あるいは全額出資会社の95%以上の持分を譲渡する場合には、譲渡人が受け取る未処分利益や利益剰余金の分配は配当所得とされる。この配当所得がある場合、譲渡所得から控除することが可能である。

も無く、かつ重要な影響力を与えない長期投資は原価法で計上する。原価法による場合、投資年度の利益或いは現金配当金の処理について留意する必要がある。中国においても、当年度に実現した利益は、通常、次の年度で利益或いは現金配当金として分配される。通常、投資した年度に分配される利益或いは現金配当金については、投資する前に獲得した利益から分配されるため、当期の投資収益とせず、投資原価の回収として処理する。投資した年度に分配される利益の内、投資後に実現した利益であれば、投資収益として認識する。投資後に実現した利益かどうか不明な場合、投資

(例4) E社はD社の持分100%を2,000万円で購入し、手数料として10,000元支払ったが、  
 昨年の利益配当として200,000元を現金で支払う宣言がなされている場合。

(借方) 長期株権投資—D企業への投資	19,810,000	(貸方) 銀行預金	20,010,000
未収配当	200,000		

の後の所有期間などにより案分する。

取得原価の算定に当たり、非貨幣性資産（現金あるいは確実に現金化される資産以外の資産）と交換により取得した長期持分投資の投資原価は、交換により払い出した資産の帳簿価額に付随する税金・費用を加えた金額をもって取得価額とする。

また、交換差金が発生しこれを支払った場合には、払出し資産の帳簿価額と交換差金の合計額を受け入れ資産の帳簿計上価額とする。交換差金を受け取った場合は、以下の公式に基づいて受け入れ資産の帳簿価額と認識すべき収益を確定する。

受け入れ資産の帳簿価額 = 払い出し資産の帳簿価額 - (交換差金 / 払出し資産の公正価額) × 払出し資産の帳簿価額 - (交換差金 / 払出し資産の公正価額) × 未払税金及び付加教育費 + 付随費用。

認識すべき収益 = 交換差金 - (交換差金 / 払出し資産の公正価額) × 払出し資産の帳簿価額 - (交換差金 / 払出し資産の公正価額) × 未払税金及び付加教育費

また、債務再構築（債権者が債務者との協議または法廷の裁定によって同意した債務者が行う債務条件の修正事項）により取得した投資の取得価額は、企業会計準則の債務再構築の処理によるが、書面の都合上ここでは取り上げない。

## （七）評価鑑定士の問題

国有財産と関係のない外資系企業あるいは私営企業間での資産の取引においては、法定の資産評価は不要とされる。しかし、買収価額を算定するにあたり、資産評価事務所へ評価を依頼し、参考価額を算定することがある。評価方法は、純資産価額法、再調達価格法、市場価格法、収益還元法、キャッシュフロー法、清算価値法などがあるが、どの評価方法を選択するかが重要である。一般に、譲渡人と譲受人との交渉によりどの評価方法を選択すべきか決定されるが、交渉でも決まらない場合がある。資産評価事務所の選任において

も、双方で資産評価事務所を選任し、それぞれの評価結果を参考に決定する場合と、一つの資産評価事務所を選任して評価を依頼しその結果を参考に決定する場合とがある。どの評価方法を用いるべきかについては、資産評価事務所の選任により評価を担当した評価鑑定士が、もっとも適切と判断した方法で評価することとなる。

中国には、3,300以上の資産評価事務所とそれに携わる約2万1千人以上の評価鑑定士が存在する。中国の資産評価業界には、その質に問題があり、特に一部の専門家による資産価値の操作などの悪質な職権濫用がみられることが指摘されている。このような評価事務所の管理の甘さ、規則違反や悪質な過当競争などが、資産評価業界の健全な発展を妨げているといえよう。

財政部は、2004年に「資産評価基本基準」と「資産評価専門職の道德規準」を公布し、資産評価業務に対する具体的な制度を明確に制定した。2004年3月から、3ヶ月に1度の資産評価事務所に対する検査を実施するほか、2001年1月1日以降に作成された資産評価報告書に対して全面的に調査を行っている。

## （八）その他留意事項

買収価額の決定にあたり、資産評価の金額を参考として価額が決定されることが多い。譲渡側と譲受側との間に評価金額の相違があった場合、出資財産が当初予定した金額と大きく異なり、出資比率に影響を及ぼす場合など、いかに解決すべきか難しい問題が生じてくる。

出資財産の資産評価の金額が、当初予定した金額と大きく異なる場合、合併契約自体を白紙に戻すか、双方の出資財産の見直しを行う必要がある。実務的には、中方が現物出資を行い、外資方が現金出資を行う場合、それぞれの出資比率を決めた後、現物出資の評価が予想以上に高く評価され、中方の持分比率が予定より高くなるケースが多く、今後の合併事業にも大きな影響

を及ぼす事となる。このような場合、資産評価の内容を詳細に検討する必要がある。法定の資産評価は、法定ではあるものの、幾つかの選択的な評価方法が認められており、評価鑑定士がどのような根拠に基づき評価を行ったのか検証する事も必要であろう。もっとも、中国の評価鑑定士の行った評価業務の内容にまで踏み込むことは簡単なことではないが、別の鑑定士に依頼して評価の方法が合理的なものであったかを検証したり、評価自体をやり直す事も視野に入れておく必要があるだろう。

買収の場合、買収に合意した経緯と買収方針に基づいて、まず対象となる財産が今後の経営にとって必要なものであるか否か、どのようにして評価額に差が生じたのかを双方で確認しあう作業がなされる。買収の意図が、継続経営を前提としたものか、会社清算を前提としたものかによっても評価の金額が異なってくる。会計上、継続経営を前提とした資産評価であれば、会計上の資産や負債の定義が参考となろう。すなわち、「資産とは過去の取引や事項により形成され、企業が所有あるいは管理可能な資源であり、将来企業に経済利益をもたらすものをいう」（「企業会計制度」第12条）。したがって将来経済利益をもたらさないものは資産として認識されないこととなる。また負債については「負債とは過去の取引や事項により形成され、現在すでに存在する義務であり、その義務の履行により将来企業に経済利益の流出をもたらすものをいう」（「企業会計制度」第66条）。そのため負債も、将来経済利益が流出するかどうかという観点から判断することとなる。企業会計制度は、すべての企業が遵守しなければならない会計法規である。まず、資産評価が行われる前に評価の対象となる財産を確定するが、これは企業会計制度に基づいて判断される。少なくとも、評価財産を確定する前に、不良資産や将来経済利益をもたらさない資産は、評価減の対象とすることが必要とされる。これまでの会計制度（いわゆる“外国投資企業会計制度”や“業種別会計制度”）では、減損の会計が十分行われておらず、しかも税務局の認可を得てから評価損失の会計処理を行うといった会計慣行が存在しており、帳簿価額に多くの問題が存在しているケースも多い。また、資産評価を行う鑑定評価士の資質や評価の手順も重要な問題であり、評価士とコミュニケーションをよく取り合い買収の目的にあった公正な評価額を決定する必要があるだろう。

買収完了後、投資者となり経営管理が行われるが、

財産の確定が十分行われていなければ、簿外在庫、未納税金、従業員の処遇、退職者への年金など意外な事実が潜んでいる場合がある。書面により買収前に生じた債権債務は、これまでの投資者が責任を負うと規定していたとしても、実務上は買収後の投資者がリスクを負う場合が少なくない。

買収価額の多寡にかかわらず、事前の十分な調査と法的な手当が必要である。中国企業の買収には多くのリスクが潜んでおり、十分なリスク管理が求められている。